歩道橋のネーミングライツパートナーを募集します！！

　ネーミングライツとは、公共施設等に名称を付与する命名権とそれに付帯する諸権利等のことを言います。
　清須市では現在、市内の歩道橋のネーミングライツパートナーを募集しています。
　ネーミングライツパートナーになると、歩道橋の橋げた部分に企業名や商品名を冠した愛称を標示するとともに、清須市のネーミングライツパートナーであることを自社のウェブページや出版物等に掲載することができます。

ネーミングライツパートナーになることによるメリット

◎企業PR
歩道橋に企業名等を標示することで、通行者や地域住民へのＰＲ効果が期待できます。

◎地域貢献
お支払いいただいたネーミングライツ料は、道路施設の維持管理等に活用されます。

■ネーミングライツパートナーを募集する歩道橋（５施設）

正式名称	所　在　地
古城横断歩道橋	清須市西枇杷島町古城二丁目
新幹線側道横断歩道橋	清須市西枇杷島町旭一丁目
落合横断歩道橋	清須市春日落合
さわやか横断歩道橋	清須市土器野
学園歩道橋	清須市須ケ口

※募集状況は、清須市のホームページで随時更新していますのでご確認ください。

ネーミングライツパートナーの応募資格

歩道橋のネーミングライツパートナーは、<u>法人又は個人事業主</u>が応募することができます。

ネーミングライツパートナーになるために必要な費用

歩道橋１橋あたり<u>月額 15,000 円（消費税及び地方消費税は別途）以上のネーミングライツ料</u>が必要になるほか、<u>歩道橋へ愛称を標示する費用や契約満了にあたり愛称の標示を消去する費用</u>はネーミングライツパートナーが負担する必要があります。

ネーミングライツパートナーの契約期間

契約期間は、<u>原則３年以上</u>とします。（上限はありません。）
また、契約期間の満了にあたり、契約更新の希望がある場合には優先的に交渉する権利が付与されます。

応募方法及び選定方法

<u>募集要項をよくお読みいただき、清須市役所企画政策課へ必要書類を提出</u>してください。
その後、<u>市の選定会議による審査を経て、パートナー契約を締結</u>します。
なお、同一の歩道橋に対して同時期に複数の応募があった場合には、選定会議においてネーミングライツ料の額や地域貢献の提案内容（歩道橋やその周辺の美化活動など）の評価を踏まえて優先交渉権者の選定を行います。

【より詳しい情報は清須市ホームページへ】
https://www.city.kiyosu.aichi.jp/shisetsu_annai/namingrights/hodokyo.html

清須市　ネーミングライツ　検索

【お申し込み・お問い合わせ先】
清須市役所　企画部企画政策課　企画政策係
電話：052-400-2911（代表）　電子メール：kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp